

関係資料（１）スポーツ基本法（抜粋）

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村にお

けるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

関係資料（２）長崎県スポーツ推進審議会に関する条例

昭和37年3月30日長崎県条例第8号

改正

平成12年3月24日条例第30号

平成20年3月25日条例第28号

平成24年3月23日条例第9号

（目的）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、長崎県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の委員の任命、定数、任期その他審議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及び教育委員会又は知事に建議する。

- （1）生涯スポーツ（生涯を通じてスポーツに親しむことをいう。）の推進に関すること。
- （2）競技力の向上に関すること。
- （3）学校における体育及びスポーツの充実に関すること。
- （4）スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備及び活用に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（任命）

第3条 委員は、スポーツの推進に関し識見を有する者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。

（定数）

第4条 委員の定数は、20人以内とする。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第28号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年3月23日から施行する。

関係資料（3）長崎県スポーツ推進審議会規則

平成24年3月23日長崎県規則第6号

改正

平成27年4月21日長崎県規則第24号

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年長崎県条例第8号）第8条の規定に基づき、長崎県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

（会議の開催）

第3条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要があるとき
に開くものとする。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、スポーツ振興課で処理する。

附 則（平成23年長崎県規則第6号）

この規則は、平成24年3月23日から施行する。

附 則（平成27年長崎県規則第24号）

この規則は、平成27年4月21日から施行する。